

審 査 メ モ (審査状況及び論点)

<目次 (審議項目)>

I 今回申請された変更	
1 水稻に関する調査の変更	
(1) 調査対象箇所の変更	2 頁
実測調査を行う箇所 (作況標本筆) を全国で約 10,000 筆から約 8,000 筆に削減	
(2) 調査事項の変更	4 頁
実測調査で把握する事項の整理・削減 (様式第 13 号の見直し)	
(3) 作況調査の公表の集約	6 頁
西南暖地の早期栽培等に関する作況調査の公表の集約	
(4) 公表時期の変更	8 頁
実態を踏まえた公表時期の修正	
2 水稻以外の調査に関する変更	
○ 調査方法の変更	10 頁
オンライン回答の導入 (農林業経営体に対する収穫量調査)	
3 その他の変更	
(1) 公表方法の変更	12 頁
公表方法としての印刷物の作成取りやめ	
(2) 調査計画の記載の明確化	13 頁
○ 調査の実施時期について注書を追加	
○ 審査・集計過程における行政記録情報等の活用について記載を追加	
II 過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況	16 頁

I 今回申請された変更

1 水稻に関する調査の変更

(1) 調査対象箇所の変更

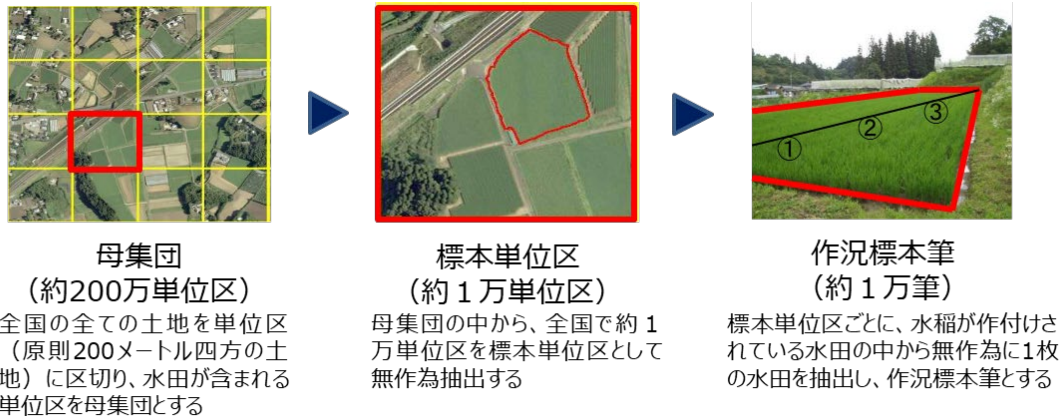
(変更内容)

○ 実測調査を行う箇所（作況標本筆）を、全国で約 10,000 筆から約 8,000 筆に削減

(審査状況)

ア 水稻の作況調査においては、実測調査を行う箇所（作況標本筆）を、全国の土地から以下の手順により選定しており、約 10,000 筆を選定している。

(参考) 作況標本筆の選定手順



水田の対角線上から無作為に抽出した3か所（写真の①②③ / 1㎡分×3か所）が実際の調査箇所

イ 作況標本筆が約10,000筆とされているのは、以下の考え方による。

(ア) 水稻の生産に関する重要指針である「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)^(注)の策定に当たっては、毎年6月末の主食用米等に係る民間在庫量の見通しを算出しているが、この計算においては、従前から、生産過程における誤差を3万トンまで許容するものとして扱われている。

(注)「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)第4条第1項に基づいて毎年定められている農業施策上の最重要指針。農林水産省の「食料・農業・農村政策審議会」(食糧部会)において、毎年10月に策定・公表され(その後、大きな作柄変動が生じた場合には11月に修正)、生産者等において、次年の生産方針を検討する際の重要な基礎資料として活用されている。

(イ) このため、水稻の作況調査については、この3万トンと全国の収穫量の比率をもって、誤差の許容範囲と考え、現状では、0.3%の範囲で収まることを念頭に置いており(3万トン/全国の収穫量(約900万トン(平成22年))=約0.3%)、これを達成する作況標本筆の数を各県別に計算した結果、全国で、約10,000筆としていた。

(ウ) しかし、その後、水稻の収穫量は徐々に減少し、平成30(2018)年産から行政による生産数量目標の配分が廃止され、産地・生産者が中心となって需要に応じた多様な

米の生産・販売を行う米政策へと見直しが図られる^(注)などの要因もあって、令和4年産の時点では約730万トンまで減少しており、今後も減少が見込まれることから、これに基づき、筆数の設計を見直すことで、筆数を削減し、調査事務の効率化を図る余地があると考えたところ。

(注) 内閣総理大臣を本部長とする、農林水産業・地域の活力創造本部において、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定され、平成30年産を目途に、行政が策定する生産目標数量の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産が行える状況になるよう、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、行政・生産者・団体・現場が一体となって取り組むこととされた。

(エ) そこで、農林水産省は、水稻の収穫量は今後も減少することが見込まれることも踏まえ、上述の3万トン以内の調査誤差に収めるため、3万トン/約700万トンで約0.4%を誤差の許容範囲とすることとし、これを達成する各県の作況標本筆の数を見直したところ、全国で約8,000筆に削減できる結果となったとしている。

ウ 今回の変更は、全国の水稻の収穫量の減少を踏まえ、

- ・ 収穫量といういわば母数の縮小に伴い、必要とされる精度を維持すること前提に、サンプルサイズの再計算を行った結果であること、
- ・ 標本筆の減少により、実測調査に要する労力の軽減も図られる

ことから、基本的に特段の問題はないと考えられるが、標本筆を減らすことによる結果への影響や今後の見通しについて改めて確認しておきたい。

(論点)

- ① 変更後の作況標本筆を約8,000筆にすることとした検討経緯と結果精度への影響について改めて説明してください。
- ② 今後、作況標本筆を更に削減する見通しはありますか。

(2) 調査事項の変更

(変更内容)

○ 実測調査により把握する事項の整理・削減（様式第13号の見直し）

(審査状況)

ア 農林水産省は、実測調査で把握している事項について、整理・削減を行い、水稻の作況調査における共通様式として利用している別記様式第13号の調査票（水稻作況標本（基準）筆調査票。以下「13号様式」という。）について、全面的に見直すことを計画している。

《別添資料》

別添1 13号様式の構成に関する対比表

別添2 13号様式（現行）

別添3 13号様式（変更案）

イ 13号様式については、一般的な統計調査のように、調査対象者に報告負担を課して回答を求めるものではなく、職員又は調査員が現場に出向いて、入手した情報を記録する帳票という性格から、これまで、収量等を計算する上で参考になると考えられる情報を、生育の段階を追って幅広く収集する形で設定されていた。

しかし、今回、農林水産省は、集計作業の効率化という観点から、集計上の必須事項又は影響度の大きな事項の把握を優先することとし、今後も必要とされる結果精度に大きな影響を与えない範囲で、例えば、**図表1**のような把握事項の整理・削減を行い、併せて集計事項も変更するとしている

図表1 削除が予定されている調査事項の例

削除事項	見直しの理由
水田における各種作業時期等（播種期、田植期、出穂期、刈取り期）	《行政記録情報等の活用》 ・出穂期などの情報については、都道府県等の関係機関において概ね把握しており、行政記録情報等を利用することが効率的であるため
未調製の生もみの重さ ^(注) (注) 圃場で刈り取って脱穀したばかりの生もみの重さ	《把握の必要性の低下》 ・従前、10アール当たり収量の予測に用いていたが、令和3年産の調査から9月の予想収穫量調査が9月15日現在調査から9月25日現在調査になったことで、調製済のサンプルが、より多く利用できるようになり、別途把握する必要性が下がったため
水稻の丈の長さ、茎の数	《既に用いられていない事項》 ・従前、「生育の良否」の公表に活用していたが、令和2年産の調査から、実測調査によらず、予測式を利用した手法に順次移行し、「生育の良否」に替えて「作柄の良否」を公表しており、今では用いられていない調査事項であるため

ウ これらの変更については、利活用に影響を与えない範囲で、実査や集計に係る事務負担を軽減し、調査票を簡素化しようとするものであることから、特段の問題はないと考

えられるが、「報告者から得られた回答を集計して結果を作成する」という一般的な統計調査の集計プロセスとは異なる流れで調査結果が作成されていることも踏まえ、改めて当該プロセスの説明を求めるとともに、特に、今回の変更で引き続き残る調査事項については、どの段階で、どのような必要性があつて残すことにしたのかなどについて確認する必要がある。

(論点)

① 予想収穫量、収穫量の集計プロセスの概略について、改めて説明するとともに、どの部分で、どのような調査事項を活用していたかを説明してください。

② 今回の変更に当たり、調査事項の継続・削除の選択は、どのような考え方・基準によるものか説明してください（行政記録情報等の利用により代替する場合には、利用する行政記録情報等の具体的な名称等も明示してください）。

また、今回の変更後も残る調査事項それぞれについて、残した理由・必要性（具体的にどのような収穫量の計算過程で、どのように用いられるのかを含む。）を説明してください。

③ 今後、更に削減を検討している調査事項はありますか。

(3) 作況調査の公表の集約

(変更内容)

○ 西南暖地の早期栽培等に関する作況調査の公表の集約

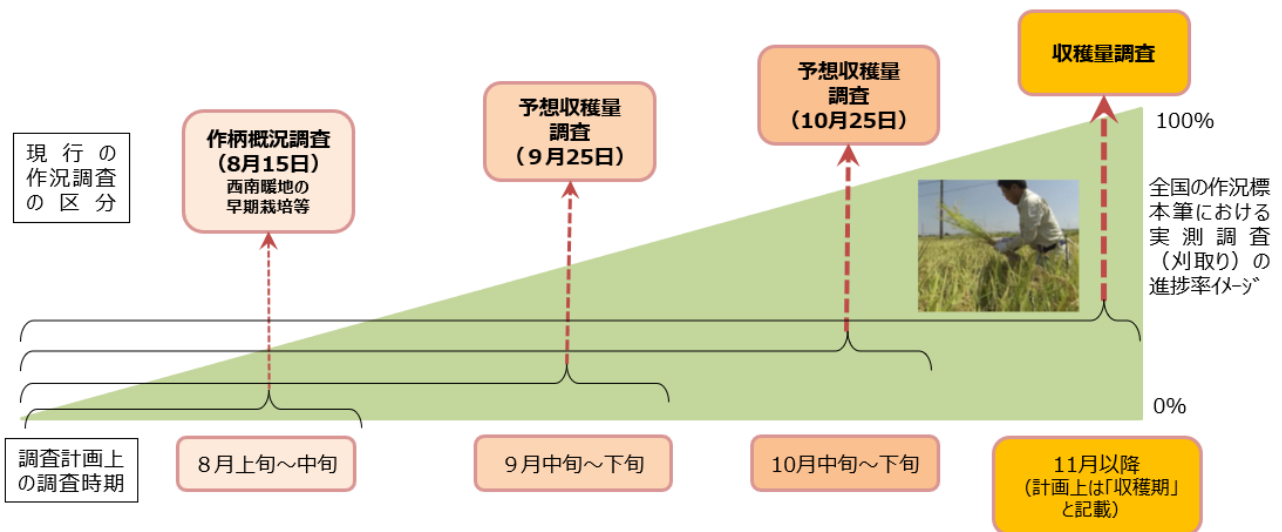
(審査状況)

ア 水稻の作況調査については、水稻の生育状況により、地域ごとに実測調査の時期が異なるが、利活用の必要性から、**図表2**のとおり、刈取りの進捗（サンプルの蓄積）に伴い、最終的な収穫量の公表まで、多段階で公表が行われている。このうち、西南暖地の早期栽培等^(注)に限っては、8月前半に刈り取れる地域もあることから、8月15日時点での10アール当たりの予想収量についても公表している。

(注) 徳島、高知、宮崎及び鹿児島早期栽培、並びに、沖縄における二期作の第一期稲

イ 今回、農林水産省は、西南暖地の早期栽培等に関する収量の公表について、全国ベースで行う9月25日以降の公表に集約することを計画している。

図表2 時間の経過による実測調査の進捗と結果公表の関係イメージ



(注) 水稻は、地域ごとに刈取りの[時期が異なり、適切な時期になったところから、実測調査（刈取り）によるサンプル収集が順次行われ、サンプルは順次蓄積されていく。そのため、時期が進むにしたがって、刈取りによるサンプルが増え、確度の高い集計結果が提供される。

ウ この変更について、農林水産省は、

- ・ 8月15日段階は、まだ、刈取りが一部地域に限られる中での調査結果であり、9月25日時点以降、全国一律に、より確度の高い集計結果の公表がなされる中であって、8月15日時点の調査結果でなければ利活用に支障が生じる状況ではない。
- ・ 一方で、順次、実測調査・集計作業に係る事務への対応が求められる中であって、8月下旬に、別途、集計・公表をするための事務負担が重い。

としている。

エ これについては、業務負担の軽減による限られた人的リソースの有効活用を図ろうとするものであると考えられることから、特段の問題はないと考えられるが、集約しても利活用上の支障はないのかについて確認する必要がある。

(論点)

- 西南暖地の早期栽培等に関する作況調査の公表を集約しても利活用上支障がない理由を説明してください。

(4) 公表時期の変更

(変更内容)

○ 実態を踏まえた公表時期の修正

(審査状況)

ア 水稲の作付面積調査及び予想収穫量調査については、法律に基づいて、毎年10月に策定される「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）^(注1)という農政上の重要案件の必須資料として用いられており、基本指針の策定を行う食料・農業・農村政策審議会（食糧部会）の検討に遅れないよう、調査結果を公表するという関係になっている。

(注1)「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）第4条第1項に基づいて毎年定められている農業施策上の最重要指針。農林水産省の「食料・農業・農村政策審議会」（食糧部会）において、毎年10月に策定・公表されており（その後、大きな作柄変動が生じた場合には11月に修正）、生産者等において、次年の生産方針を検討する際の重要な基礎資料となっている。

イ 令和3年には、この基本指針の策定期間の変更が予定されていることを踏まえ、予想収穫量調査等の公表時期の再整理が行われたが、このときには、基本指針の策定について、

- ・ 基本的には10月中旬に策定
- ・ その後、大きな作柄変動があった場合には、11月中下旬に変更

というスケジュールイメージが前提とされていたこともあり、これに間に合う公表時期として、図表3の「現行」欄のとおり、それぞれ「10月上旬」「11月上旬」として整理がなされた経緯がある。

ウ 今回、農林水産省は、この公表時期について、図表3の「変更案」欄のとおり、「10月中旬」「11月中旬」に変更することを計画している。

図表3 水稲の作付面積調査及び予想収穫量調査の調査計画上の公表時期等

調査・公表区分		公表時期（計画上の記載）		令和4年度実績		令和5年度実績	
		現行	変更案	公表	結果活用（注2）	公表	結果活用（注2）
作付面積調査	総数	10月上旬	10月中旬	R4.10.14	R4.10.20	R5.10.13	R5.10.19
予想収穫量調査	9月25日現在						
作付面積調査	子実用 ^(注3)	11月上旬	11月中旬	R4.11.9	大きな作柄変動がなく開催なし	R5.11.10	大きな作柄変動がなく開催なし
予想収穫量調査	10月25日現在						

(注2) 調査結果を用いた食料・農業・農村政策審議会（食糧部会）の開催日

(注3) 子実用とは、飼料用などを除いたもの（主に食用となるもの）

エ この変更について、農林水産省は、

- 基本指針の策定期間に大きな変更が生じているわけではなく、また、調査結果も、その検討に間に合うように公表されている。
- ただ、ここ数年の実績として、食糧部会が10月下旬に掛かり得る時期に開催されており、これに対して、数値の精査を確実に行った調査結果を公表するため、公表時期が10月中旬の範囲になっている。
- また、それに続く公表については、食糧部会の開催はなかったものの、実績として11月中旬に掛る時期になっており、今後、曜日の関係で11月中旬の範囲になる可能性もある。
- これらの状況を踏まえ、実態に沿った公表時期に変更したい。

としている。

オ これについては、最も重要視される利活用に支障が生じないことを前提に、数値を精査する期間を確保することへの対応であることから、特段の問題はないと考えられる。

(論点)

特になし

2 水稲以外の調査に関する変更

○ 調査方法の変更

(変更内容)

○ オンライン回答の導入（農林業経営体に対する収穫量調査）

(審査状況)

ア 水稲以外の作物を対象とした収穫量調査については、関係団体等^(注)と農林業経営体を報告者として調査が実施されているが、関係団体等については、郵送・オンライン調査(e-survey 及び電子メール)で行われている一方、農林業経営体については、郵送調査のみで行われていた。

今回の変更では、**図表 4**のとおり農林業経営体についても、関係団体等と同様に、オンライン回答の導入が計画されている。

(注) 関係団体等とは、農業協同組合のほか出荷団体、荒茶工場、精糖会社などが含まれる。

図表 4 オンライン回答の導入

報告者	変更案	現行
関係団体等	郵送、オンライン(e-survey、メール)	郵送、オンライン(e-survey、メール)
農林業経営体		郵送

イ この変更について、農林水産省は、調査対象者に対する回答の選択肢を増やすことにより、回収率の向上を図るとともに、調査対象者の負担軽減を図るためとしており、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「農林水産統計のデジタル技術等による改善」として、オンライン回答の更なる推進を図る方針が示されていることに沿った対応であるとしている。

〔参考〕基本計画（抄）

第 2 公的統計の整備に必要な事項

6 各統計分野の取組

(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善

(略) 一方、統計調査の現場では、調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等、他分野の統計調査にも増して厳しい状況に直面していることから、民間委託、オンライン回答の更なる推進、デジタルデータの有効活用等、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題となっている。(略)

ウ オンライン回答の追加導入については、回答方法の選択肢を増やすという観点で、特段の問題はないと考えられるが、農林業経営体に対するオンライン回答の具体的な実施方法や、集計の流れの変更などについて確認する必要がある。

(論点)

- ① 関係団体に係るオンライン調査の実施状況（配布・回収数の実績など）について説明してください。
- ② 関係団体に係るオンライン調査の画面は、具体的にどのように遷移するのか説明してください。
- ③ 農林業経営体に対するオンライン回答の具体的な実施方法、実施の流れ（回答された調査票の審査・疑義照会を誰が行うのか。紙の調査票で回答されたものとオンライン回答されたものについて、どのタイミングで合算するのかという観点も含む。）はどのような形になるのか説明してください。
- ④ 昨年度審議された漁業センサスや、今年度審議された農林業センサスでは、農林水産省の独自システムである、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）^(注)を利用する形でのオンライン調査が導入されたが、本調査で、それを使わない理由を説明してください。

(注)「eMAFF」とは、農林水産省が所管する法令に基づく各種申請・届出・報告に関する一括システムであり、農林水産省への手続だけではなく、農林水産省が所管する法令に基づく地方公共団体への手続などについても包括的にカバーするものである。

3 その他の変更

(1) 公表方法の変更

(変更内容)

○ 公表方法としての印刷物の作成取りやめ

(審査状況)

ア 本調査の結果については、これまで、インターネットによる公表のほか、印刷物（報告書）により公表しているところであるが、今回の変更では、印刷物での公表を取りやめ、インターネットによる公表のみとすることを計画している。

イ この変更について、農林水産省は、デジタル化やペーパーレス化を背景として、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障は生じていないと考えられる一方で、印刷物の作成するための事務負担は小さくなく、その負担軽減により、業務の効率化を図る必要があるためとしている。

(削減される作業量・経費に係る農林水産省からの回答)

<削減される作業量>

作物統計調査の印刷物は「耕地及び作付面積統計」、「作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）」、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」、「花き生産出荷統計」の5冊を発刊しており、報告書の確認、印刷・発注に関する労力（人日）は延べ10人日かかっている。

<削減される経費>

令和4年度の実績で、5冊の報告書で印刷製本費約67万円、梱包発送費約36万円がかかっている。

ウ これについては、利活用上の大きな支障が生じるものではなく、業務負担の軽減による限られた人的リソースの有効活用を図ろうとするものであると考えられることから、特段の問題はないと考えられる。

(論点)

特になし

(2) 調査計画の記載の明確化

(変更内容)

○ 調査の実施時期について注書を追加

(審査状況)

ア 農水省職員又は調査員による実測調査で対応している「耕地面積調査」並びに水稻に係る「作付面積調査」及び「予想収穫量調査」の実施期間については、従前から調査計画に記載されているが、今回の変更により、**図表5**のとおり、調査の実施期間に関する補足説明を、注書として追加する計画である。

図表5 調査の実施時期の記載追加

調査区分	調査計画上の実施時期	今回の変更により調査計画に追記する注書
耕地面積調査	7月上旬～7月下旬	7月中に調査を行うことを原則としつつ、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に赴いて実測調査として行う性格上、梅雨や高温などの天候状況を考慮し、必要に応じて6月から実測調査を行う場合がある。 これにより、調査の基準となる7月15日までに実測調査を終えた地域にあっては、状況に大きな変動が見られなければ、当該調査結果を7月15日時点の結果として扱う。
作付面積調査 (水稻)		
予想収穫量調査 (水稻)	(9月25日現在調査) 9月中旬～9月下旬	水稻の生育状況に合わせて適期に調査を実施する必要があり、実測調査の適期が調査の実施期間前である場合は、当該期間以前に調査を行う場合がある。 また、実測調査により得られた情報は、順次蓄積し、予想収穫量調査(9月25日現在、10月25日現在)、収穫量調査の集計の際に継続して使用する。
	(10月25日現在調査) 10月中旬～10月下旬	

イ この変更について、農林水産省は、

- ・ 実測調査は、直接現場に出向いて、状況確認やサンプルの収集(刈取り等)を行うという性格上、調査計画に記載した時期を行うことを原則としつつも、天候状況や生育状況によって、当該時期の到来に先んじて調査を行うこと(以下「実施期間前調査」という。)が、より適切な情報収集という観点から望ましい場合があり、従前から、運用上、その対応が行われていた。
- ・ しかし、これまで、実施期間前調査と、それにより得られた情報の取扱いについて調査計画に記載していなかったことから、今回の変更申請の機会を捉えて注書として追記したい

としている。

ウ これについては、これまでも行われている調査実施上の取扱いについて、計画上の一層の明確化を図るものであることから、特段の問題はないと考えられる。

(論点)

特になし

(変更内容)

○ 審査・集計過程における行政記録情報等の活用について記載を追加

(審査状況)

ア 本調査においては、従前から、作付面積調査や収穫量調査の結果の精度向上のため、審査や集計過程において、行政記録情報等が活用されていたが、今回の変更により、**図表6**のとおり、その旨を調査計画に追記するとともに、具体的な活用リストについては、調査計画の参考情報として追加することを計画している。

図表6 行政記録情報等の活用に係る調査計画の記載

変更案	現行
8 集計事項 前記5(1)に掲げる事項について、都道府県別に集計する。 詳細については、別添4を参照。 なお、集計に当たっては、前記6により得られた結果について地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積りによって補完するほか、 <u>行政記録情報等から得られる情報を活用する。</u>	8 集計事項 前記5(1)に掲げる事項について、前記6により得られた結果を地方農政局等の職員又は統計調査員による巡回・見積りによって補完の上、都道府県別に集計する。 詳細については、別添4を参照。

※ 活用リストについては、別添4を参照

イ この変更について、農林水産省は、

- ・ 作物の生産に関しては、経営所得安定対策^(注)などの諸施策に係る各種申請等や、地方公共団体において農政の実施過程で収集される情報などがあり、本調査に代替するほどの網羅性はないものの、実測調査の結果又は報告者からの回答を検証する上で有用な情報である。
- ・ そのため、従前から、それらを審査・集計の過程で活用しているが、これまで、そのことを調査計画に記載していなかったことから、今回の変更申請の機会を捉えて追記したい
としている。

(注) 担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（収入減に対応する保険的な制度）の両者を併せた対策の名称。

ウ 当初、この変更については、**図表6**に記載した記載の追加のみ行うことが計画されていた。確かに、これまで記載がなかったことから、調査計画の明確化という趣旨には沿っているが、当該記載は、一般的・抽象的で具体性に欠ける。

一方で、活用する行政記録情報等は、そのときの状況によって、使用する情報、活用の範囲等も含めて変動し得るものであり、調査計画上に一律に記載するにはなじまない要素も含まれる。

そこで、総務省から農林水産省に対して、調査計画の参考資料（調査計画そのものではないので、内容に変動が生じても、その都度、変更申請が発生するものではない。）と

して添付することを提案し、別添4のとおり、対応することとされたものである。

エ これについては、これまでも行われている調査実施上の取扱いについて、計画上の一層の明確化を図るものであることから、特段の問題はないと考えられるが、行政記録情報等の具体的な活用方法や効果等について、この機会に確認しておきたい。

(論点)

- ① 行政記録情報等の活用をイメージするため、別添4の経営所得安定対策に係る行政記録情報等について、審査・集計のどの部分で、どのように活用し、活用により、どのような効果があるのか、活用の流れも含めて例示しつつ説明してください。
- ② 別添4に示された行政記録情報等の活用によって、既存の調査事項を代替することができない理由は何ですか。

Ⅱ 過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

(課題の内容)

本調査については、「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」(平成28年11月18日付け統計委第8号)において、水稻以外の作物について、主産県調査^(注)が行われた年の全国値の推計方法に関し、以下の指摘がなされている。

(注) 調査対象品目ごとの全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査

《答申における指摘の趣旨》

- ◆ 水稻以外の作物の多くは、毎年全国調査を実施するわけではなく、全国調査のデータが得られない年(主産県調査の実施年)については、主産県調査の結果を延長して、全国結果を推計する必要がある。
- ◆ 平成28年度の変更申請においては、多くの作物について、全国調査の実施間隔を拡大することが計画されており、結果として主産県調査の頻度が増加することとなった。
- ◆ 従前は、主産県調査結果の延長方法として、「主産県調査から得られる最新の増減率を用いる推計方法」(①)が用いられている。しかし、この場合、主産県の増減率を非主産県に当てはめることになる。
- ◆ そこで、「直近2回の全国調査における非主産県自身の増減率を用いる推計方法」(②)を用いることも考えられるところであり、全国調査の時期が到来する作物から順に、①と②の比較検証を行い、現行の推計方法に支障がないことを確認する必要がある。

(審査状況)

ア これらの課題について、農林水産省は、答申の趣旨に沿って、全国調査が行われる作物から順に、①と②の比較検証を行ってきたところであり、今般、ひととおりの検証を終えた結果、二つの推計方法に著しい差は見られず、現行の①の推計方法を継続して、特段の支障はないとしている。

イ ①については、最新の増減率を使いつつも、主産県の増減率を非主産県に当てはめることに対する懸念があると考えられる一方で、②は、非主産県自身の増減率を用いるとはいえ、直近2回の全国調査の結果であることから、最大で6年前と12年前のデータの比率を使うという問題点があった。

今回の一連の検証を終えた結果として、引き続き、①により最新の増減率を用いて差し支えないことが検証されたことについては、特段の問題はないと考えられるが、部会において、改めて検証結果についての説明を求めたい。

(論点)

○検証結果について、部会において、改めて説明してください。

別記様式第13号の構成対比表

(別添1)

現行		
調査事項区分	主な調査事項	把握目的

変更案	
調査事項区分	主な調査事項

変更区分	変更理由
------	------

1 観察・聞き取り事項	品種・作期（早期、普通、一期作、二期作）、刈取り方法（コンバインか否か等）等	水稻調査全般（概況調査、予想収穫量調査、収穫量調査）の基礎データとして活用
	田植え、出穂、刈取りの時期	実測調査を行う時期の参考とする。
	水管理、肥料投入の状況等（作況基準筆のみ）	10a当たり収量の予測結果を検証する際に活用

1 観察・聞き取り事項	品種・作期（早期、普通、一期作、二期作）、刈取り方法（コンバインか否か等）等
-------------	--

項目内整理（調査票内の場所移動）	刈取時の倒伏程度については、新調査票の「5 刈取り調査」に移動
------------------	---------------------------------

2 栽植密度	1㎡当たりの株数を計測	収穫量を計算する際の基礎情報
--------	-------------	----------------

2 栽植密度	1㎡当たりの株数を計測
--------	-------------

削除	都道府県等の関係機関（普及指導センター等）において概ね把握しており、行政記録情報等を利用することが効率的であるため削除
----	---

削除	9月調査について、調査期日が25日現在（全国の刈取り済面積割合は、従前の15日現在が3割程度であったのに対し、25日現在では約5割程度）となったことで、より多くの刈取り調査結果の利用が可能となり、より確度の高い予測が行えるようになったことから、把握の必要性が低下したため、削除
----	--

3 刈取り調査	実った水稻を刈取り、粒の大きさごとの玄米の重量を計測	収穫量を計算する際の基礎情報
---------	----------------------------	----------------

3 調査圃場の状況	調査する「けい」の選定
	生育、登熟の特徴、調査圃場の状況

※調査票内で場所が移動したもの

項目内整理（表現の変更、調査票内の場所移動）	調査箇所の誤りを防ぐため、調査箇所ごとのけいについても具体的に記載する形とした。
	調査圃場の状況として調査箇所の略図も十分に付記できるよう欄を拡大

4 草丈・茎数・穂数・もみ数	①早い時期においては、水稻の丈の長さ・茎の数	①作柄概況の基礎データとして活用
	②穂が出た後における穂やもみの数	②予想収穫量を計算する際に活用

4 穂数・もみ数調査	穂が出た後における穂やもみの数
------------	-----------------

削除	従前、「生育の良否」の公表に活用していたが、令和2年産の調査から、実測調査によらず、予測式を利用した手法に順次移行し、「生育の良否」に替えて「作柄の良否」を公表しており、今では用いられていない調査事項であるため削除
----	---

5 稔実歩合調査（作況基準筆調査のみ）	実際にコメが実ったもみ数（稔実もみ数）と、実っていないカウもみ数（不稔実もみ数）を計測した上で、稔り具合の比率を計算	10a当たり収量の予測結果を検証する際に活用
---------------------	--	------------------------

5 刈取り調査	実った水稻を刈取り、粒の大きさごとの玄米の重量を計測
---------	----------------------------

削除	令和3年産の調査から9月の予想収穫量調査が9月15日現在調査から9月25日現在調査になったことで、調製済のサンプルがより多く利用できるようになり、別途把握する必要性が下がったため、把握の必要性が下がった事項（未調製の生もみの重さ、露の付着有無）等を削除
----	--

項目内整理（調査票内の場所移動等）	・刈取時の倒伏程度については、旧調査票の「1 観察・聞き取り事項」から移動して追加
-------------------	---

6 被害調査	被害の発生時期や損傷程度を把握	10a当たり収量の予測結果を検証する際に活用
--------	-----------------	------------------------

削除	9月調査について、調査期日が25日現在（全国の刈取り済面積割合は、従前の15日現在が3割程度であったのに対し、25日現在では約5割程度）となったことで、より多くの刈取り調査結果の利用が可能となり、より確度の高い予測が行えるようになったことから、把握の必要性が低下したため、削除
----	--

削除	予測の確度が上がったため、予測結果の検証に対する必要性が低下していること、都道府県等の関係機関（病害虫防除所等）の情報でも把握可能であることから業務効率化に向け削除
----	--

(注) 1 水稻作況標準筆とは、10a当たり収量を算出するために、無作為に選定した全国約1万の標本単位区（1単位200㎡の土地（北海道にあっては400㎡の土地））から、標本単位区ごとに1枚（1筆）無作為抽出で選定した水田のこと。
 2 水稻作況基準筆とは、10a当たり収量の予測結果の検証等のために有意に選定した筆のこと。検証に際して、標準筆を1つ1つ実地に確認するのは困難であるため、あらかじめ基準とする筆を選定しておく。

統計法に基づく基幹統計
作物統計



作柄概況・(予想)収穫量調査
水稻作況標本(基準)筆調査票

別記様式第13号

秘
農 林 水 産 省

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

調査者氏名

Table with columns for year, prefecture, management number, crop area, and harvest stage.

Table with columns for municipality, agricultural census basic index number, latitude, longitude, and elevation.

Table with columns for crop type, local setting code (A-H), and continuation year.

Table with columns for location (municipality,大字, 小字, 地番), farmer name, and telephone number.

1 観察・聞き取り事項

Table for observation and interview items, including crop name, planting period, and harvest period.

Table for farmer's rice harvest details, including harvest method, yield, and fertilizer management.

(作況基準筆調査のみ)

Table for water management implementation dates, including irrigation and deep water management.

Table for fertilizer application dates and amounts, including base fertilizer and top-dressing.

Table for fertilizer input and soil properties, including organic fertilizer and soil texture.

5 稔実歩合調査（作況基準筆調査のみ）

出穂期後		日調査		(月 日 調査)					
(23) ___ 株の有効穂数の合計		本	(24) ___ 株の生穂重		g	(25) ___ 株の生もみ重		g	
うち上記の100g（又は50g）を調査	回数	比重選により浮いたもみのうち			比重選により沈んだもみのうち		全もみ数		
		不稔実もみ数	稔実もみ数	不稔実もみ数	稔実もみ数				
	1回	粒	粒	粒	粒	粒			
	2回								
	合計		(イ)	(ロ)	(ハ)	(A)			
(B) 沈下もみ数 (ロ)+(ハ)			粒		(C) 稔実もみ数 (イ)+(ハ)				粒
(26) 100g調査より ___ 株当たりへの換算率(25)/100	(単位) 0.01		(31) 生穂重 (24)/(23)	g		(35) 生穂重 (24)*(27)	g		
(27) 株当たりより1㎡当たりへの換算率(21)/(23)	有効4けた	1穂当たり	(32) 全もみ数(28)/(23)	粒	1㎡当たり	(36) 生もみ重 (25)*(27)	g		
(28) 全もみ数 (A)×(26)	粒		(33) 沈下 (29)/(23)もみ数	粒		(37) 全もみ数 (28)*(27) (100粒)	. . .		
(29) 沈下もみ数 (B)×(26)	粒		(34) 稔実 (30)/(23)もみ数	粒		(38) 沈下もみ数 (29)*(27) (100粒)	. . .		
(30) 稔実もみ数 (C)×(26)	粒		(39) 稔実もみ数 (30)*(27) (100粒)	粒		. . .			
(40) 沈下もみ数歩合 (38)/(37)			. %		(41) 稔実歩合 (39)/(37)		. %		

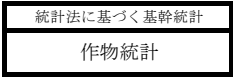
6 被害調査

被害状況	被害の種類	発生時期	損傷項目	損傷程度	見積り被害歩合	平年比較			
						総合	多	並	少
						気象被害	多	並	少
						病害	多	並	少
						虫害	多	並	少

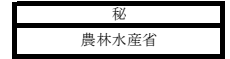
10 a 当たり	見積り被害歩合									
基準収量	被害総合									
kg										
. . .										

調査箇所の略図	標本単位区内	生育、登熟の特徴
全けい数 n= けい	水稻作付筆数	
間隔 $\frac{1}{3}n=$ けい	筆	
ランダムスタート a =第 けい		





水稻(予想)収穫量調査
水稻作況標本(基準)筆調査票



調査者番号 ① ② ③

年産 西暦	都道府県	管理番号	作柄表示地帯	作況階層	標本単位区	筆通し番号

市町村 (筆所在地)	農林業センサスにおける基本指標番号				緯度 度分	経度 度分	標高 m
	旧市町村	農業集落	調査区	経営体			

筆種類		地方設定コード								継続年数
標本筆	基準筆	A	B	C	D	E	F	G	H	
①	②									

1 観察・聞き取り事項

品種		作期			栽植様式				農家の刈取り方法				筆の 作付面積 a	刈逃し筆			使用する 幅 別に 目幅			
(品種名)	うるち	もち	早期	普通	一期作	二期作	機械 植え	手 植え	ばら 植え	直 まき	コンバイン 普通型	コンバイン 自脱型		パイ ンダー	手 刈り	自 脱 型 条 数		通常	刈逃し	収穫 皆無
	(コード)	①	②	①	②	③	④	③	④	⑤	⑥	①		②	③	④		①	①	②

MEMO

Large empty box for memo.

筆通し番号

2 栽植密度

畝幅・株間測定	畝幅	けい間の長さ	株間	株間の長さ	1㎡当たり株数(けい長)	株	刈取り株数
		cm		cm			株
	I					*2	
	II					*2	
	III					*2	
	合計	(3)		(4)			
平均	(5) ^{*1*}		(6) ^{*1*}				
(7)	1㎡当たり株数	$\frac{10000}{(5) \times (6)}$	1㎡当たりけい長	$\frac{10000}{(5)}$	cm	1㎡当たり換算率(0.01)	1㎡当たりけい長(60cm)

(5)^{*1} = $\frac{(3)}{(1) - 1} \times \text{調査箇所数}$ (6)^{*1} = $\frac{(4)}{(2) - 1} \times \text{調査箇所数}$ *2 小数点第1位まで記入すること

3 調査圃場の状況

調査けいの選定	標本単位区内	調査箇所の略図
全けい数 n = <input type="text"/> けい	水稲作付筆数	
第1調査けい <input type="text"/> けい	筆	
第2調査けい <input type="text"/> けい		
第3調査けい <input type="text"/> けい		
生育、登熟の特徴及びほ場の状況		

4 穂数・もみ数調査

調査所	調査番 株号	月					日調査					月					日調査					調査番 株号
		全穂数 本	無穂 本	効有穂 本	効数 本	全もみ数 最高穂下・2 粒	全穂数 本	無穂 本	効有穂 本	効数 本	全もみ数 最高穂下・2 粒	不穂もみ 最高位下・2 粒	不穂もみ 最高位下・2 粒	全穂数 本	無穂 本	効有穂 本	効数 本	全もみ数 最高穂下・2 粒	不穂もみ 最高位下・2 粒	不穂もみ 最高位下・2 粒		
I	1																				1	
	2																				2	
	3																				3	
	4																				4	
	5																				5	
	6																					6
	7																					7
	8																					8
	9																					9
	10																					10
	小計																					小計
II	1																				1	
	2																				2	
	3																				3	
	4																				4	
	5																				5	
	6																					6
	7																					7
	8																					8
	9																					9
	10																					10
	小計																					小計
III	1																				1	
	2																				2	
	3																				3	
	4																				4	
	5																				5	
	6																					6
	7																					7
	8																					8
	9																					9
	10																					10
	小計																					小計
合計		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)										合計	
平均(M)		(13)	(14)	(15)	(16)*	$\frac{(11)+(12)}{20}$	(13)	(14)	(15)	(16)*	$\frac{(11)+(12)}{20}$										平均(M)	
1㎡当たり(M)×(7) ただし (19)=(16)×(18)		(17)		(18)	(19)	100粒	(17)		(18)	(19)	100粒											

*小数点第1位まで記入すること

筆通し番号

5 刈取り調査

刈取り日		月		日	
------	--	---	--	---	--

刈取り方法	3㎡当たり 整数株刈り ①	調製方法	総合選別機 ①
	3㎡刈り ②		段ぶるい ②

刈取時の 倒伏程度	全倒伏 ①	
	半倒伏 ③	
	倒伏無し ⑤	

刈 取 り 試 料		全	量	縮	分	重	量
	未調製乾燥もみ重		g				g
	粗玄米重						
	玄米重					10a当たり換算率	
	くず米重					$\frac{(7) \times 1000}{\text{刈取り株数計}}$	
	玄米水分*			%			

玄米千粒重 測	重量	*		g
	粒数			粒

再選別歩合 *	%	等級	3等以上 ①	
			規格外 ②	

段重量測定*	総量	2.20mm以上	2.10mm	2.00mm	1.95mm	1.90mm
	g	g	g	g	g	g

1.85mm	1.80mm以上	1.75mm	1.70mm	底
g	g	g	g	g

再選別後

段重量測定*	総量	2.20mm以上	2.10mm	2.00mm	1.95mm	1.90mm
	g	g	g	g	g	g

1.85mm	1.80mm以上	1.75mm	1.70mm	底
g	g	g	g	g

*小数点第1位まで記入すること

作物統計調査の審査・集計の段階における行政記録情報等の活用

利用する行政記録情報等	行政記録情報等の概要	対象作物	利用する事項
経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づく報告	<ul style="list-style-type: none"> ・報告者：農業者、農協等の団体 ・報告の提出先：地方農政局等又は地域農業再生協議会 ・報告のタイミング：生産年の6月30日まで。以後、確認等を実施し取りまとめ(作付面積)数量払いの申請確定時(収穫量) ・報告内容：対象作物の作付面積 対象作物の数量払い数量 	水稻、飼料作物	作付面積
		麦類、大豆、そば、なたね	作付面積 収穫量
需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号）に基づく報告	<ul style="list-style-type: none"> ・報告者：地域農業再生協議会等 ・報告の提出先：各地方農政局長等 ・報告のタイミング：8月末時点 ・報告内容：作付状況等 	水稻、麦類、大豆、そば、 なたね、飼料作物	作付面積
農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく報告	<ul style="list-style-type: none"> ・報告者：検査機関（農協等の、農林水産省に検査機関として登録のあった機関） ・報告の提出先：都道府県→地方農政局等→農林水産省（本省） ・報告のタイミング：調査とりまとめ報告時（作物によって異なるが、麦であれば概ね毎年2月、4月、9月、11月の年4回） ・報告内容：検査結果（検査した量、病害や虫害があった場合その量など） ・報告の範囲：都道府県単位で、全47都道府県 	麦類、大豆、そば	収穫量
都道府県等が生産振興等のために保有している情報等	各都道府県や地域の生産協議会などが、管内の生産の状況を把握（例：鹿児島県のさとうきび及び甘しゃ糖生産実績）している場合があり、農林水産省から都道府県等にそれらの資料の提供を依頼して得た情報	さとうきび	栽培・収穫面積 収穫量
		果樹	収穫面積 出荷量
		花き	作付（収穫）面積 出荷量
		野菜	作付面積 収穫量及び出荷量